

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和5年1月号）

1 水田農業に係る動画コンテンツについて（農林水産省配信）

農林水産省では、令和5年産の作付計画や中長期的な産地づくりの方針などを検討する際に必要となる、**水田農業の取組方針**や、**飼料用米の支援のあり方**、**米の輸出**、**麦**、**大豆**などの各品目の需給動向などの情報を解説動画として配信しています。
地域における産地づくりの話し合いの際などには是非ご活用ください。

YouTube（MAFFチャンネル）に公開中！ぜひご視聴ください！

<http://www.youtube.com/user/maffchannel>

1-1. 令和5年産に向けた**水田農業の取組方針**

- 1-2. 畑地化支援について
- 1-3. 令和5年度**水田関連予算**
- 2. **米の輸出**をめぐる状況について
- 3. **米粉**をめぐる状況について
- 4. 需要に応じた**麦生産**



ご視聴はこちらから



令和5年産水田農業
取組方針

- 需要に応じた生産
- 主食用米の需給動向は？
- どんな産地にしていく？

農林水産省

5. **大豆**の需要について

6. **野菜**の需給動向等について ※近日公開

7. **果樹**の需給動向について

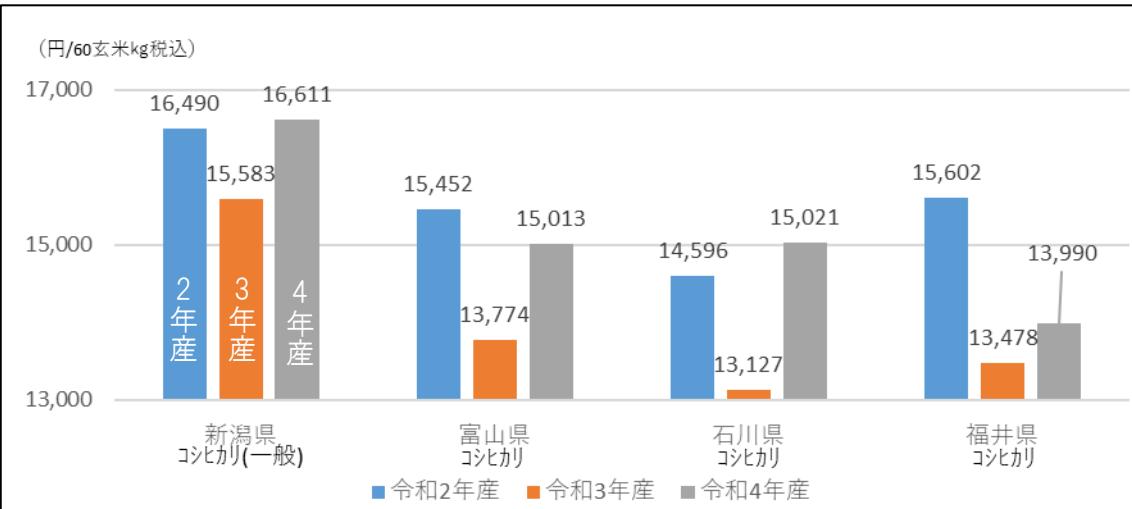
8. **土づくり（地力増進作物）・有機農業**

9. **水田における飼料作物（青刈りとうもろこし等）の生産拡大について**

農林水産省 農産局企画課 水田農業対策室土地利用型農業調整班 【電話】03 6744 7135（内線4778）

2 米の相対取引価格

〔令和2年産及び、令和3年産は出回りから翌年10月まで、
令和4年産は出回りから当年12月までの平均価格〕



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。

注2：価格は、出荷業者と卸業者との間で数量・価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。

注3：価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の場合は8%、運賃等は10%で算定している。

注4：加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものの、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものと対象としている。

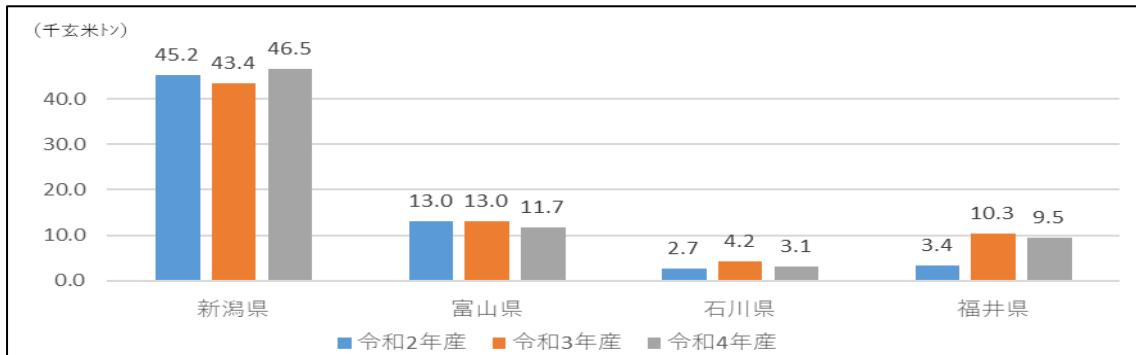
注5：相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。

注6：各年産の価格は、当該産地品種銘柄の出回りから1ヶ月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（4年産は1ヶ月時点の速報値）。

もっと詳細な情報をお知りになりたい方は、農林水産省HPへ
二次元バーコードはこちら→
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatsu/mr.html>



3 米の産地別販売状況（11月末現在）



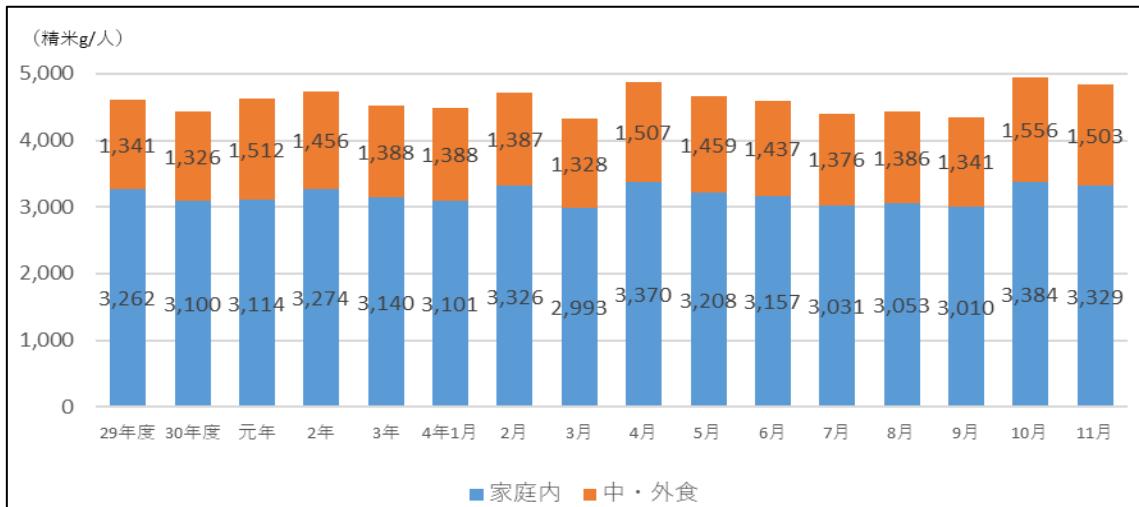
資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。

注2：報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。

注3：販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

4 米の1人1ヵ月当たり精米消費量（米穀機構による調査）



出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注1：令和4年11月分の有効調査世帯数は1,968世帯。

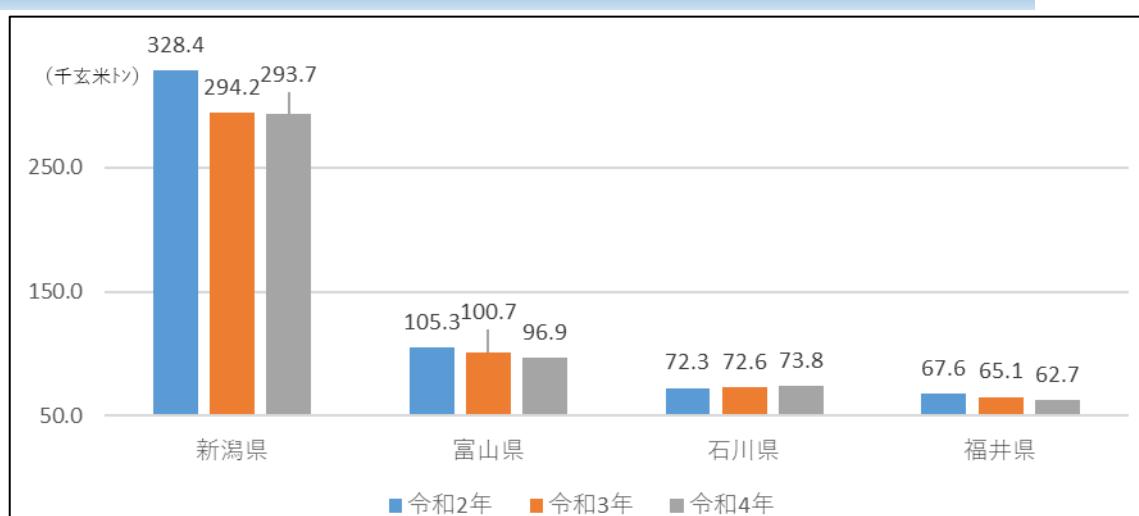
注2：平成29～令和3年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

注3：調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正是行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

注4：家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

注5：集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成29～令和3年度はH27国勢調査、令和4年度はR2国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

5 産地別民間在庫の推移（11月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の各年の月末在庫量（玄米換算）の値である。

注2：報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。